

大阪歯科大学医療保健学部社会福祉士コースに関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、大阪歯科大学医療保健学部履修規程第19条第2項の規定に基づき、大阪歯科大学医療保健学部（以下「本学部」という。）における社会福祉士コース（以下「本コース」という。）の履修等について定める。

(入学定員)

第2条 本コースの入学定員は15名とする。

2 本コースへの入学希望者が15名を超えたときは、面接等で意欲、態度等を確認し、選抜を行う。

(修業年限)

第3条 本コースにおける修業年限は4年とする。

(履修者)

第4条 本コースの授業科目を履修できる者は、本学部に入학을許可された者とする。

2 第2年次以降、本コースでの履修を希望する者に対して、次の各号について確認し、選抜を行う。ただし、原級止めとなった者の本コースでの履修は認めない。

(1) 面接等による意欲、態度等

(2) 当該希望者の所属学科における単位の修得状況、成績及びGPA

(履修科目)

第5条 本コースにおいて、社会福祉士国家試験受験資格の取得に必要な授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する授業科目及び単位数は、本学部の卒業所要単位とはしない。

(修得証明書)

第6条 前条に規定する授業科目及び単位数を修得した者に修得証明書を交付する。

附 則

1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。

2 この細則は、2021年4月1日から施行する。ただし、別表については、2021年度入学生から適用し、2020年度以前入学生は、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

指定科目等の名称	本コースにおける授業科目	単位数
医学概論	医学一般Ⅰ	1
	医学一般Ⅱ	1
心理学と心理的支援	心理学Ⅰ	1
	心理学Ⅱ	1
社会学と社会システム	社会学	2
社会福祉の原理と政策	社会福祉論Ⅰ	2
	社会福祉論Ⅱ	2
社会福祉調査の基礎	社会調査学	1
	社会福祉調査学	1
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワーク論Ⅰ	2
ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	ソーシャルワーク論Ⅱ	2
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワーク論Ⅲ	2
	ソーシャルワーク論Ⅳ	2
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	ソーシャルワーク論Ⅴ	2
	ソーシャルワーク論Ⅵ	2
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉論Ⅰ	2
	地域福祉論Ⅱ	2
福祉サービスの組織と経営	福祉経営論	2
社会保障	社会保障論Ⅰ	2
	社会保障論Ⅱ	2
高齢者福祉	高齢者福祉論	2
障害者福祉	障害者福祉論	2
児童・家庭福祉	児童・家庭福祉論	2
貧困に対する支援	公的扶助論	2
保健医療と福祉	医療制度Ⅰ	1
	医療制度Ⅱ	1

権利擁護を支える法制度	権利擁護と成年後見論	2
刑事司法と福祉	更生保護論	2
ソーシャルワーク演習	社会福祉演習Ⅰ	1
ソーシャルワーク演習(専門)	社会福祉演習Ⅱ	1
	社会福祉演習Ⅲ	1
	社会福祉演習Ⅳ	1
	社会福祉演習Ⅴ	1
ソーシャルワーク実習指導	社会福祉実習指導Ⅰ	1
	社会福祉実習指導Ⅱ	1
	社会福祉実習指導Ⅲ	1
ソーシャルワーク実習	社会福祉実習Ⅰ	2
	社会福祉実習Ⅱ	6

※ すべての授業科目を必修とする。

様式 (第6条関係)

第 号
修得証明書
氏名
年 月 日 生
<p>上記の者は、 年 月 日に本学医療保健学部(学科名)を卒業し、 在学中に同学部の社会福祉士コースにおいて、社会福祉士国家試験受験資格を得るための学科目を修得したことを証明する。</p>
年 月 日
大阪歯科大学長 川 添 堯 彬 印